

**【韓国】**

- ①基本証明書
- ②婚姻関係証明書
- ③家族関係証明書
- ④①～③それぞれの日本語訳文

★必ず原本をご持参ください。

なお、特別永住者などの理由で、韓国に届出をしておらず登録がないため、本国から上記証明書を取得することができない場合は、

- ①上記証明書が提出できない旨の申述書
- ②住民票の写し（3ヶ月以内）
- ③事件本人が要件を具備している旨の申述書

を用意してください。

※記載内容によって、受理されるまでに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。場合によっては、追加資料の提出をお願いすることもあります。